

造林公社中期経営改善計画検討委員会 委員名簿

(五十音順)

(委員長) 栗 山 浩 一 京都大学大学院教授

阪 田 眞 二 公認会計士

白 井 俊 秀 株式会社スンエン関西支店長浜営業所長

(副委員長) 土 井 裕 明 弁護士

宮 城 定右衛門 森林経営者（指導林家）

※役職等は、委嘱当時

造林公社中期経営改善計画（平成28～32年度）策定の経過

平成27年10月 2 日（金） 造林公社中期経営改善計画検討委員会設置

平成27年10月28日（水） 造林公社中期経営改善計画検討委員会委員の委嘱

平成27年11月16日（月） 第1回中期経営改善計画検討委員会 会議
検討内容 ・計画の方向性について 等

平成27年11月30日（月） 第2回中期経営改善計画検討委員会 会議
検討内容 ・計画（素案）について

平成28年 1 月18日（月） 第3回中期経営改善計画検討委員会 会議
検討内容 ・期間中の伐採収益、収支見通し等について
・計画（素案）の取りまとめについて

平成28年 2 月 8 日（月） 中期経営改善計画検討委員会は、公社理事長に中期経営改善計画（素案）を報告

平成28年 2 月17日（水） 理事会で中期経営改善計画（素案）について説明

平成28年 3 月25日（金） 理事会で中期経営改善計画が議決

平成28年 3 月25日（金） 一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例に基づき、中期経営改善計画を滋賀県へ報告

造林公社中期経営改善計画検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 一般社団法人滋賀県造林公社（以下「造林公社」という。）が将来にわたり健全な経営を確保しつつ設立目的を果たしていくため、経営最終年を目標年次として策定した長期経営計画に基づき、平成28年度以降5カ年の中期経営改善計画の策定に向け、造林公社中期経営改善計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し意見を述べる。

- （1） 長期経営計画に基づく平成28年度以降5カ年の中期経営改善計画の案
- （2） 前(1)の計画案に関連する必要な施策等
- （3） その他目的を達成するために必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、造林公社理事長が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会は、委員の互選により委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、必要に応じ会議において協議のうえ公開の可否を定めることができるものとする。

（結果の報告）

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の結果をとりまとめ、造林公社理事長に報告する。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、造林公社事務局に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年（2015年）10月2日から施行する。